

バスターミナルのバリアフリー化について

【バリアフリー化の目標(基本方針より)平成12年11月15日】

「1日あたりの平均的な利用者数が5千人以上であるバスターミナルに関し、平成22年までに、段差の解消、視覚障害者用誘導ブロックの整備、便所がある場合には身体障害者対応型便所の設置等の移動円滑化を原則として全てのバスターミナルについて実施する。また、これ以外のバスターミナルについても、地域の実情にかんがみ、利用者のみならず、高齢者、身体障害者等の利用の実態を踏まえて移動円滑化を可能な限り実施する。」

バスターミナルの段差への対応施設数

区分	項目	総施設数	1日当たりの利用者数が5000人以上の施設	段差が解消されている施設数 (移動円滑化基準第4条に適合)		
				5000人以上の施設数	5000人以上の施設に対する割合(%)	
	平成13年度末	216	44	85	30	68.2%
	平成14年度末	216	45	88	32	71.1%
	平成15年度末	217	<u>42</u>	89	<u>30</u>	<u>71.4%</u>
	平成16年度末	211	<u>41</u>	88	<u>30</u>	<u>73.2%</u>
	平成17年度末	210	44	82	33	75.0%

【参考】バスターミナルのエレベータ・エスカレータ設置施設数(平成17年度末)

1日当たりの利用者数が5000人以上の施設のうちターミナルが1階以外に設置されている施設	エレベータを設置している施設数		エスカレータを設置している施設数	
		割合(%)		割合(%)
8	7	87.5%	7	87.5%

(注)バスターミナルとは、一般乗合旅客自動車運送事業の用に供する自動車ターミナルであり、旅客の乗降のため事業用自動車を同時に2両以上停留させることを目的として設置した施設であって、道路の路面その他の一般交通の用に供する場所を停留所として使用するもの以外のものである。